

二宮町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

令和5年11月27日

1 現状

(1) 職員数、平均年齢、平均給与等の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額A	対応する類似職種	平均年齢	平均給与月額B	A/B
二宮町	50.8歳	4人	280,125円	345,115円	—	—	—	—
うち学校作業員	53.0歳	3人	287,267円	365,864円	用務員	49.6歳	287,267円	127.36
うち調理員	*	1人	*	*	調理師	45.8歳	287,267円	—

(注)

- ※ 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与と実態調査において明らかにされているものです。
- ※ 民間データは、総務省において公表されているデータを使用しています。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 個人が特定されるものについては公表しません。(2人以下の項目)

(2) 年齢別職員数

(令和4年4月1日現在)

区分	40歳未満	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
学校作業員	—	—	—	1人	1人	1人	—	3人
調理員	—	—	1人	—	—	—	—	1人

(3) その他給与に関する事項

- ① 給料表
二宮町職員の給与に関する条例 別表第2 給料表(2)適用
- ② 諸手当
扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。
- ③ 昇給の基準
毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(57歳以上は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職の職員については、退職者不補充としており、新規採用は行っておりません。

給与については、国や県における同じ職種に従事する職員の給与等を考慮するとともに、民間の給与水準との均衡に留意し、適正な給与制度の運用に引き続き取り組んでまいります。

3 具体的な取り組み内容

技能労務職の給料表の適用は現行どおりとしていきますが、引き続き、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら国・県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与の運用に取り組めます。

また、退職にかかる分については、会計年度任用職員での対応等により運営していくこととします。

学校作業員及び調理員については、現在も不足分については、会計年度任用職員を任用していることから、当該業務について、会計年度任用職員での対応とするのか等、それぞれの業務のあり方、運営形態の検討を進めていきます。